

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 令和元年6月10日（月）午後3時00分から午後5時13分まで

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 渡 邊 英 敬（横浜地方裁判所第5刑事部部総括判事）

裁判官 野 上 小夜子（横浜地方裁判所第5刑事部判事補）

検察官 衣 笠 利 彦（横浜地方検察庁検事）

弁護士 織 田 慎 二（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 20代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 70代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 女性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 20代 男性 （以下「5番」と略記）

（記者クラブ記者 4名）

議事要旨

（司会者）

ただいまから、裁判員経験者の意見交換会を始めてまいります。本日の司会を務めます横浜地方裁判所第5刑事部の渡邊と申します。裁判員裁判の経験に関しましては、制度開始以前の準備段階を青森地裁で経験し、制度開始後は、千葉地裁、仙台地裁、そして、この横浜地裁で、裁判員裁判を担当しております。これまで70件程度の裁判員裁判を担当しております。

裁判員裁判制度も制度開始以来10周年を迎えましたけれども、これまで当庁におきましても多くの裁判員、補充裁判員の方々に御参加をいただいているところで。その中で、本日は、審理開始から判決まで長期間を要した裁判員裁判に参加されました5名の裁判員、補充裁判員経験者の方にお集まりいただいております。これまでの裁判員裁判では、審理開始から判決までの期間、これは審理等が行われなか

った期間を含めているようですが、その平均的な日数は自白事件で5日半程度、否認事件で11日程度と、そして最近はこれが延びる傾向にあると言われているようです。今日お集まりの皆様は、これを大きく超える事件に御参加いただきました。長期間の裁判員裁判ということで、恐らく様々な御苦勞があったことと思います。そこで、長期間審理特有の問題を中心に、様々な観点から裁判員裁判に参加されての御感想や御意見を頂戴したいと考えております。ちなみに、参加されている皆様の中には私が担当した事件の裁判員、補充裁判員の方もいらっしゃいまして、懐かしさを感じておりますし、どのような御感想、御意見がいただけるのかを楽しみにしているところです。

御参加いただいた皆様には、後ほど担当された事件とともに御紹介をいたしますが、本日はこの意見交換会に検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者が参加しております。それぞれの立場で裁判員経験者の皆様からどのような御意見、御感想をいただけるか、大きな関心をお持ちのことと思います。話題事項の意見交換に入る前に、法曹関係者の方から、まず簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、最初に横浜地方検察庁の衣笠利彦検察官お願いいたします。

(検察官)

横浜地検の検事の衣笠と申します。検察官になってもう20年程度のキャリアということになりますけど、裁判員裁判に関しましては、これが始まった当初に何件か裁判員裁判、実際に現場に携わらせていただきました。その後、しばらくちょっと裁判員裁判に直接関わることはなかったことになるんですけども、またこちら横浜に参りまして、裁判員裁判の公判立会に関わることになったところでございます。本日は、裁判員を経験された皆さんから貴重な御意見を頂戴して、今後の執務に生かしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(司会者)

では、次に神奈川県弁護士会から織田慎二弁護士となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

(弁護士)

皆さん、こんにちは。神奈川県弁護士会の弁護士の織田といいます。今日は、私が担当した事件に入っているような裁判員の方もいらっしゃるって、懐かしいというわけではないですが、よろしくお願いします。私が弁護士になって今12年目です。裁判員裁判が始まった当初から裁判員裁判には関わって、現在多分15件ぐらいを経験しております。裁判員裁判、なかなか裁判員の方と直接お話を聞いたりという機会がないので、こういう意見交換会の場でいろいろな裁判員裁判で思った弁護人に対するいろいろなやり方だとか、そういったものを是非ともフィードバックしていきたいというふうに考えておりますので、今日はひとつよろしくお願い申し上げます。

(司会者)

では、最後に横浜地方裁判所からは野上小夜子裁判官となります。お願いします。

(裁判官)

横浜地裁第5刑事部の野上小夜子と申します。ふだんは司会の渡邊裁判長と一緒に合議体で事件をやっております。私もやっぱり一緒にやった裁判員さんの方がいらっしゃるって、今日は懐かしいなと思っております。先ほどから経験年数が30年、20年、12年みたいな話が出ていましたけれども、私はまだ3年目でして、横浜でしか裁判員裁判もやったことがなくて、多分1番さんと一緒にやった事件が3件目ぐらいで、3番さんと4番さんとやった事件が6件目ぐらいかなという感じで、未だ2桁いっているのかも怪しいという感じではあるのですが、今後も裁判員裁判に関わっていくことは多分あると思いますので、今後の参考に是非させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

どうもありがとうございました。この後の意見交換では、話題事項ごとに提供された経験者の皆様の感想、意見に対して御質問を頂戴しようと考えております。前置きが長かったことになりましたが、では担当された事件を紹介しながら、まずは参

加されて抱かれた全般的な感想から頂戴したいと思います。その中では、例えばですけれども、裁判員を経験する前は裁判員裁判に対してどのような印象をお持ちだったかですとか、やりたいと思っていた、やりたいと思わなかったといった辺りですとか、参加された前後で何か気持ちの変化があったかどうかといった辺り、そして長期間審理の事件の裁判員、補充裁判員として選ばれた時の気持ちといったものなども含めて御紹介いただければ幸いかなと思っていますところでございます。1点、注意を申し上げますと、今後の意見、感想をいただく中で守秘義務がありますので、評議の具体的な内容などに触れるような内容は避けていただければなと思っていますところですので。そして、実際にもそうだったかもしれませんが、番号でお呼びさせていただくということになります。

まず1番の方になりますが、1番の方が担当された事件は、介護付き老人ホームに勤務していた被告人が入居者3名をベランダから転落させて死亡させたという3件の殺人事件でした。昨年の1月に審理開始、3月に判決、この間31日、裁判所に来ていただきました。横浜地裁で最も長期間の裁判員裁判ということになっています。では、1番の方お願いします。

(1番)

初めに裁判員の話、手紙をいただいた時は、正直やってみたいとは思っていました。実際に抽選の会場の来た時にすごい人がいるなと思って、その中で抽選だと。正直当たらないだろうと軽い気持ちで来たは来たんですけども、実際当たってしまったと。実際説明文で見ると、何日間か来ればいいんだろうという解釈だったんです。いざ決まって始まりましたと。いや、31日間全部来なきゃいけないんだと。正直びっくりして、正直仕事にも支障が出るんじゃないのかなと思った部分がたくさんありまして、正直途中で確か聞いたんですけど、6人を切ってしまうと、またやり直したとか結構プレッシャー、大きかったですね。誰かが風邪を引いていなくなったというのもあって、一番初めは確か10人いたんですけど、選ばれた時は。いざ始まってみた時に辞退をされた方が確か2名いて、その時点で確か8名で、途中で都

合が悪くなったりとか、体調を崩される方も若干出てきまして、正直このまま、途中までいったのに、誰かが1人抜けるだけで審理がまたやり直しだと、一からやり直しというのは大分プレッシャーが掛かりまして、その点で体調管理もすごく気を遣いましたし、ほかの一緒にやられていた方も風邪を引いて、頑張っただけで来ていただいた方もいましたし、そういう部分では軽い気持ちでやり始めましたけど、実際やってみて、それで自分の都合でいなくなってしまうと、要は裁判がまたやり直しだと、そういうのには若干プレッシャーを感じましたし、正直そんな31日も来ると思っていなかったもので、正直もっと説明を簡潔というか、分かりやすく説明文を裁判員を決める時にお話をしていただきたかったなというのはやっぱり裁判、この事件を経験した皆さんは同じ意見で、正直31日間じゃなくて、31日間のどこか割り振って出てくるんじゃないのかなと、みんなそう思っていたらしくて、でも実際は31日間審理に関わらなきゃいけないと。そういう部分では仕事の都合だとか、それを調整するのは、皆さんそれぞれやっぱりあって大変だったという印象がすごくありました。電車がダイヤがずれて遅れてしまうというのでも、連絡方法1つにしてもちょっとメールやら何やらというのがまだみんなできていなくて、裁判所に電話をしてつないでもらって、電車の中だと電話が使えないから、メールでのやり取りとかできる方がもっと連絡的には簡潔にできるんじゃないかなっていろいろありまして、でも無事終わることができてよかったなとは思ったんですけど、いろいろ苦勞した部分は結構ありましたけど、すごく長い経験をさせていただいたので、正直達成感はすごいあります、今でも。正直仕事には支障は出たといえば出たのかもしれないんですけど、僕は特殊で、昼間現場の仕事をしている人間なんですけれども、たまたまその期間にほかで仕事をしているところの夜がありまして、ほぼここに来ている間は、この裁判が終わってから夜の仕事に行って、朝帰ってきてここに来てという状況で自分の仕事を両立して参加させていただいた次第であります。以上ですかね。

(司会者)

どうもありがとうございます。今のお話の中で、仕事への支障あるいは裁判をしている間に、更に仕事も並行してされて、その調整などの御苦勞といったところがあるかと思いますが、その点は後でまた1つ大きなテーマと思いますので、伺おうと思います。また、お話しいただいた中で、多分裁判所の課題だと思うんですけども、皆さんに裁判所に来ていただく日程をお示ししているんですが、その日程の示し方が、今のお話ですと2か月ぐらい示してあって、そのうちの何日か来ればいいんだろうという感じで受け取られるような内容だったんで、どうももうちょっと丁寧に説明した方がよかったんじゃないのというところでしょうか。それと、あと交通事情などで遅れそうな場合に、裁判所との連絡を取りやすくする手段をもうちょっと考えた方がいいんじゃないかという辺りの御提案というか、もうちょっと反省しなさいと、こういうことでしょうか。

(1番)

そうですね。

(司会者)

どうもそういう辛口の話も歓迎しますんで、ありがとうございます。幾つかまた突っ込んで伺いたいところはあるんですが、その都度話題事項でまた伺うことにします。では、続いて2番の方です。2番の方が担当された事件は、交際していた被害者から避けられるようになったことなどに腹を立てた被告人が被害者の首をひものようなもので絞めて死亡させたという殺人事件でした。昨年11月に審理開始、12月に判決、この間13日、裁判所に来ていただきました。では、お願いいたします。

(2番)

まず、裁判員裁判という制度をよく知らなくて、まだ20代なので、今年で10周年になって……。

(司会者)

なるほど。

(2番)

まず、始まるというか、20歳を過ぎていないので、経験すらできないというので、10代の時はほぼニュースなんかも見ないですし、いまいちというか、全くよく知らなかったもので、しかも内容がすごく難しい、普通の人じゃ絶対に日常的に使わない言葉だったり、そういうのばかりだったので、本当に最後の最後まで一緒にやった方たちも、これ何だっけとか、これいまいちまだよく分からないで、まだ分からないというのが結構多くて、でも、やってすごくよかったなとは思いますが。ちょっとまた話が戻っちゃうんですけど・・・。

(司会者)

ええ、どうぞどうぞ。

(2番)

最終的な手紙が来た時に、まだ結婚していたんですけど、始まった時に離婚してしまって、片親だったので、正直すごくやりたかったけど、断る理由はあったんですね、片親なので周りが見てくれない。結局やったんですけど、それも保育園とかも結構大変で、預ける時間を長く向こうがしてくださったりとか、でも話せないの、内容というか、こういうことをやるので預かってください、お願いしますということは言ったんですけど、それ以外のことも言えず、その辺すごく大変だったのかなと思います。でも、やってすごくよかったと思いますけど、最初集まった時、すごいみんながちがちに緊張していて、私全然何かへらへらした感じで行ったので、何か私が最終的に選ばれた時に、えっ、私やって大丈夫なのかなと正直すごく思って、周りには何かもうすごいやりたかったみたいな感じで緊張して、えっ、どうしよう、どうしようみたいな感じだったんですけど、私大丈夫かな、全然分からないし、内容見ても全く分からない、分からないという感じだったんですけど、でもこの事件が終わって普通の日常のニュースとかで流れている内容を見ると、ああ、そういえばいつの間にか頭の中に入っていて分かるようになっている、用語が、用語というか、そういう感じの事件がありました。鑑定がどうたらこうたらとかというのはすごくよく分

かるようになって、裁判員が終わった後も何かこういう経験しましたというお話ししてください、どんどん言ってくださいと言われたんですけど、どこまで言っているのか、全部言っているのかが更に分からなくて、結局家族ぐらいにしか話してはないですけど、その辺どこまで。それから、ブログとかに書いてもいいですよと言われてたけど、どこまで書いていいのかすら分からず。

(司会者)

実際やってみてよかったという、そういう感想はお持ちなんですか。あと始まった頃は、周りの皆さんがすごい緊張されているような様子ということだったんですけども、時間を追うごとに緊張感というのは解けていったというような感じは受けられたのかどうか。

(2番)

でも、やっぱり評議の最後の方とかはすごいし、その時はまた何か最初に戻ったような感じの雰囲気でしたけど、途中の証人とかの話は、こうだったよねと、何か結構リラックスしてみんなで評議の時とかも話をしていたんですけど、最後は何かみんな緊張していました。

(司会者)

じゃ、また伺いましょうか。そして、続いて3番の方と4番の方ですけども、担当された事件は同じ事件ということになります。被告人が同居していた女性の首をひもで絞めつけて死亡させたほか、その女性名義のキャッシュカードを使用してATMから現金を引き出した事件。さらに、別の男性に対してその喉元に刃物を突き付けるなどして住居に侵入し、その男性から現金などを強奪したり、その男性を脅して借り入れさせた現金を脅し取ったり、強奪したり、キャッシュカードで現金を引き出した殺人、窃盗、住居侵入、強盗、恐喝、窃盗事件ということになります。昨年9月に審理開始、10月に判決、この間12日、裁判所に来ていただいたということになります。では、3番の方お願いいたします。

(3番)

制度ができた時、くじ運悪いもので、私はあまり関係ないなという思いをずっとしていました。それが突然おととしの冬、12月か11月かちょっと忘れちゃったけど、ぽっと封筒が来まして、えっと一瞬慌てました。なぜかという、ちょっと何も最初の通知だけだったんで、それで慌てる必要はなかったのかもしれないけど、いろいろな周りの話を聞いていますと、仕事に支障を来すなと思って、その仕事というのが人数、5人でやっているんですが、抜けると、たまたま私がやっているのはほかの人ができないことをやっていたもんですから、その関係もありまして、慌てて次の代替りの人を、とにかく数か月ちょっと教育に掛かるもんですから、慌てて頼みました。ところが、なかなか見付からず、そのうちに何の連絡も来なかったんで、あっ、もうなくなったのかなと思って安心していたんです。ところが、その安心し切っている時に7月頃でしたか、ぽっと次の通知、呼出しの通知が来しました。慌てて開けてみて、少し安心したのは、たまたま9月から10月は仕事が暇だ、予定が入っていなかったんで、2日ほど入っていたんで、2日間ぐらいなら何とかかなるなと思って、とりあえずは次の要員が足ればそれにこしたことなかったんですけど、2日ぐらいほかの仲間に我慢してもらえればと思って、それで無事その期間は過ごしたという。偶然でした。通常会社に勤めている人だったら、恐らく大変だろうなと思って、特に以前は人が一杯余っていたでしょうけども、今人が足りない、足りないと言われていて、恐らく大変だろうなという、他人の心配をしているあれでもないんですけども、制度的にはそう思いました。今後ますます人が足りない、わざわざ定年を延ばさなくちゃならないとかそういう状況でこの裁判員制度を続けるのは大丈夫かなという、私が心配しても仕方がないんですけど、そういう感覚がありました。裁判員に参加してどうかという感想なんだけど、最初1日目はもうかなり緊張していました。特に最初の50分、かなり緊張しました。御説明されているのは分かるんですが、その説明がその次にどう影響するのかが分からなくて、それが非常に気になって聞いているような感じです。それを聞いて、あまり最初はメモ取らなかったんです。ところが、終わって戻ってその次のまた休憩があって、その次し

て、前の前の記憶からなくなっていくのに気が付きました。慌てて必死になってメモを、大学に戻ったような気分で必死になってメモを取り、それでも7割ぐらいしか恐らく取れていなくて、実際の評議の中で抜けている内容が、ほかの人の話の中から分かってくるんで、思い出してくる。あくまで、メモは思い出すために非常に役に立つので、せりふそのものを、言葉そのものはなかなか書いていなかったら分からないんですけども、内容そのものはほかの人の意見があつて、あつ、こんなようなことを言っていたなというのを思い出したんで、それは評議はいろいろな人が複数いると助かるなど。したがって、そこまで心配することはないなという、一応安心しました。最後通してなんですけれども、非常に最初の不安感も解消され、あつ、それでちょっと言い忘れました。私、補充裁判員の3番なんです。3番というのは一番後なんです。最初は、あつ、これだったら大丈夫かなど。でも全く同じ気持ちで最初のこと聞いておかないと、実際の欠員が出ていって、やめられたとか来れなくなつてといった時に慌てるんで、結局同じことをやらなくちゃならないと。あつ、それだったら補充じゃない方がよかったなという、そういう変な欲みたいなのが出てきて、それが印象的です。補充制度がいいのかどうか、気持ち的にちょっと未だに疑問が残っています。制度的には恐らくやむを得ないのかと思いますけれども、補充のナンバーとか1番はいいですよ、いつ当たるかという話だけど、3番となると、当たらないだろうなという思いがあるんで、非常にいろいろ複雑な感情でした。終わってみると、途中からなんですけれども、いろいろな新聞を読んでも、いろいろな事件に対して非常に敏感になってくる自分を感じました。いろいろな見方が変わってくるんですね、自分自身の。あつ、これはおもしろいなと思いました。したがって、終わった後も続いているかのごとく物事を見ていくようになった、自然に。したがって、こういう人が増えてくると、事件に対する皆さんが関心を持って対応できるような人が、できるだけ多くの方が裁判員になられると社会が変わるかもしれないなど、そこまで一瞬思いました。そんなものですね。

(司会者)

まずは、その辺りですか。

(3番)

はい。

(司会者)

それから、先ほど2番さんからもありましたけれども、裁判が終わってからも事件なり、裁判に関してやっぱり関心が維持されているというか、何かふとしたことで目にしたりとか、あるいはそれを見ることで当時を思い起こしたりということが普通な感じで今もいらっしゃるということなんですか。

(3番)

当時を思い起こすというよりも、見方が変わってきたと思うんです。当時の事件を別に思い出しているわけじゃなくて、あれっ、何でこんなことがという、そこまで通常なら、ああ、また起こったなと通り越す事件も、それに関心を持って見るように変わってきました。

(司会者)

事件なり、社会に対する関心の持ち方がまた違って来たという。

(3番)

そうですね。

(司会者)

2番さんも同じような趣旨だったのかしら、先ほどの。

(2番)

そうですね。

(司会者)

そうなんです。あとは、今この中で3番の方は御紹介ありましたが、補充裁判員ということでなかなか微妙な立場で、どうせ選ばれるんだったら、やっぱり裁判員の方がよかったよということだったかもしれないですね。1番の方からも御紹介ありましたけれども、裁判員の方で急な事情で差し支えがあった場合には補充裁判

員の方が繰り上がってというのが制度の設計でして、1番の方からも御紹介ありましたけれども、2か月掛かる事件だったもんですから、4名の方、補充裁判員で予定したんですけども、最近選任手続と審理開始するまでに2週間程度空けるような運用が一般的なんですけど、2週間たったら2人いなくなってしまうという信じられないようなことが起きて、これからまだ2か月続くのに大丈夫かなというのが1番さんも御心配だったと思いますけど、我々もやっている方ですごく心配だったんですけど、またその後の体調管理あるいは仕事の段取りのつけ方といった辺りが大きなテーマかと思いますので、また後ほど伺わせていただきます。同じ事件を担当された、じゃ4番の方、お願いします。

(4番)

4番です。裁判員制度というのは10年前ということで、私も子供じゃなかったもので、10年前知っていました。アメリカの陪審員みたいなことをやるんだなと思って、ああ、日本もいよいよ来たなとは思っていました。それから何も思わずに、何も裁判員のことは全然思いませんでした。ある日突然封筒が届いたんです、それも地方裁判所から。えっ、私悪いことしたかなって、初めにそれが一番でした。下に裁判員裁判と書いてあるのに、それは絶対見なくて、地方裁判所というものだけが頭に入ってしまって、もう私悪いことしたみたいな感じになっていまして、ちょっと中を見て、あっ、裁判員裁判のことなんだと思って、読まずにちょっと置いておいたんです。でも、アンケートを返してくださいということをちょっと思い出して、アンケートを書いて送ったんですけども、私も今まで悪いこともせず、何も全うに生きていたので、罰せられるというのが何か頭にあったので、何かそれは返さないといけないと思って、正直に書いて送りました。ちょっと意見言いたいんですけど、初めて来る封筒がだめです、あれ。何でかという、もう本当に何かこっちが、裁判員と書いてあると思うんですけど、茶色い封筒であんな堅苦しく、いきなり送りつけてくるというのは、もう多分皆さん焦ります、きっと。マスコットがいますよね、多分。ああいう何かマスコットみたいな、かわいらしい、もうちょっと柔らかな封筒

で、何か裁判員やりませんかみたいなことでちょっと柔らかな封筒で送っていただけたら、ちょっと私もびっくりせずに、焦らずに開けられたと思います。それを見た家族の者が、「おまえなんかやれるわけない。断ればいいじゃん。」ということを第一声に言いました。私も、ああ、何か断ればいいのかというのはすごくあったんですけども、とりあえずアンケートは出したんですが、半年後、また茶色い封筒だったかな、来て、えっ、また来たの、忘れた頃にやってくると思いながら開けてみたら、今度は来いという話の内容だったので、えっ、来いって、もうそこまで進んでいるのかなと思って、すごくまたそこでびっくりしました。それがやっぱり2か月後だったかな、2か月後なので、そこで選ばれるわけではないと書いてあったので、私くじ運悪いし、悪いかいいのか分からないですけど、悪い方かな、いい方かな。行ってもいいかなと思って行ったんですけども、そこでは選ばれることはないと思ひまして、気楽に座っていました。そこで、こういう裁判をしますよというのを見て、何かいろいろな罪名がついていたんです。わっ、こんな重い事件、嫌だ私、と思ったんですけども、電光掲示板で私の番号を見た時に、ちょっとびっくりして立てなかったです。ちょっとしばらく立てなくてどうしようかというのがありまして、それからあと1週間後でしたっけ、1週間後にまたそれから公判が始まるということで、1週間、ものすごく仕事の面、非常勤をやっているんですけど、やっぱり非常勤でも仕事の面のことをちゃんと段取りしておかないといけないと思って、もう大わらわでした。やっぱり1週間の間に、昔はその日のうちに法廷に立っていたという話も聞いていたんですけども、1週間でもきつかったです。やっぱり1週間でああして、こうしてというのは、ちょっと本当にきつい話なので、せいぜい2週間後でしたら、1週間回っているの、何とかできるので、そこの辺をちょっと考えてもらいたいかかなと思います。でも、その2週間の間でやっぱりやりたくないわという方も出てくるかもしれないんですけども、やるとしてその裁判に行っていないので、何にも段取りもしていないから、いざ決まった時に、もうちょっと猶予が欲しかったかなと思っています。あとやっている時はやっぱり皆さん、職場に行っても気遣っ

て、何も聞いてこなかったです。やっているというのはみんな全員知っていると思うんですけども、全然何も聞いてこなかったの、ああ、気遣ってくれているのかなとすごく思いました。家に帰っても、やっぱり家族も気遣っているか何か知らないけど、どうだったということは全く言いませんでした。だから、やっぱりみんな言っちゃいけないということを多分皆さんぼわっと分かっているの、聞いてはいけない、話してはいけないということを分かっているから、きっと聞いてこなかったと私は思っています。でも、私も言うつもりはなかったです。あまりにも疲れ切ってしまうと、こうだよというのは言いたくなかったんですけども、皆さんも気遣ってくれているんだろうなというのはすごくひしひしと分かっていました。終わってからでしたっけ、気持ちの変化ですか。

(司会者)

そうですね。

(4番)

気持ちの変化、やっぱり皆さんおっしゃっていたとおり、やってよかったなと思います。もうそれだけです。

(司会者)

今4番さんからお話の中でも、結構裁判所に対する注文ですか、初めて来る封筒があんなじゃだめよというところですし、選任から実際の審理までもちょっと短か過ぎると。裁判所の考え方としては、審理期間ですか、裁判所にお越しいただく期間をお示ししたことで、その間の御都合をつけていただいた上で選任手続に来ていただいているかなというところが基本的な考え方なんですけども、でも実際選ばれるか選ばれないかでその調整の仕方が全然違ってきますよね。

(4番)

そうです。

(司会者)

その辺りもまた伺わなきゃいけない点かなと思いますし、あと家族なり職場の方

が声を掛けてこない、あるいはお疲れだったこともあって、御自身からも話しされない中で、どこまで話していいのか、話してはいけないのかと。これは2番の方もお話がありましたけれども、今日の意見交換会の冒頭でも守秘義務なんていう話を差し上げたんですけども、それが過度に御負担を感じている可能性が出てきているかなという辺りが課題なのかなというふうにちょっと感じました。また、これもお話しいただくことになりましょうか。何かもうこれだけでこんなに時間がたっているのが驚異的なんですけども、5番の方ですか。5番の方の事件の御紹介ということになるんですけども、被告人が2人いて、母親と息子という関係のようだったんですけども、中心となる事件は母親が火災保険金をだまし取る目的で自宅にガソリンをまいてライターで火をつけて全焼させ、息子はガソリンを調達し、これを自宅内に運び込んで、母親の放火を手伝ったとされる現住建造物等放火、そしてその幫助の事件、そしてそれ以外にも母親の関係では火災保険金をだまし取ろうとして失敗した詐欺未遂、保険会社に抗議する際に包丁を携帯していた銃刀法違反、息子の関係では別の共犯者とともうその住民異動届をした事件、他人名義で通帳等をだまし取った3件の詐欺、他人名義で携帯電話機3台の通信回線を利用できる地位をだまし取った詐欺、そして傷害事件と、これらが一緒に審理されていたということになります。今年の1月に審理が開始されて、2月に判決、この間13日、裁判所に来ていただいたということになります。では、お願いいたします。

(5番)

5番です。まず最初、選ばれる前なんですけども、最初から自分はやりたいと思っていて、というのは自分は今大学生なんですけども、法律を専攻していて、実際に刑事訴訟法をやったり、刑法の分野で一応こういう制度があるということは学んでいて、その制度に参加できるなら参加したいというふうには考えていました。実際封筒が来た後も自分はやりたいと考えていたし、あと家族もちょっと法律関係じゃないんですけど、弁理士という仕事をしていて、刑事裁判に関わるものではないんですけど、一応その辺の理解があるということで、やった方がいいというか、社会経験してこ

いということで家族も後押しをしてくれて、実際裁判員の選任手続に向かったという形です。実際選任手続でたまたま選ばれて、それもすごい自分の中ではうれしかったんですけど、でも後々考えてみると、その時はすごい楽観的に考えていて、自分の勉強になるからいいやというか、そういう部分もあったのかなと思って、実際経験してみたら、やっぱり人の一生を人が決めるというところで、実際自分は何の権利もないというか、一応選挙権はあって選ばれる対象ではあるんですけど、何の権利もないような若僧が他人の人生を決めるというところで、いろいろ葛藤した部分はあったんですけど、もうそれ以外は皆さん裁判官の方々もすごくよくしてくれたのはもちろんですし、検察官の方も弁護士の方もすごいこちらに分かりやすいように全て解説していただいて、制度趣旨から何から説明していただいていたので、すごくやりやすくて、話しやすい環境もあったし、評議の時間もすごい充実していて、皆さんと同じように、すごい体験してよかったかなという思いがあります。やっぱり自分のコミュニティーのルールが刑法だと思っていて、それに対する関心というのはなかなか自分の周りにも逮捕される者もないですし、逆に被害に遭うというのなかなかなくて、ルールに対してあまり思考したことなかったんですけど、それについてもちゃんと考えるようになったし、ニュースとかももっとこの量刑でいいのかとか、何かちょっと不適切なんじゃないかというのもすごい吟味するようにはなりました。あと疑問を呈するというところでは、何か資料を振り返る時間というか、自分でメモしたことであったり、いろいろ配られた資料というのを自分で何か見て、自分で思考する時間が欲しかったかなと思って、後の評議の時間はたくさんあったんですけど、そうじゃなくて自分で何か資料とかを持ち帰ることはもちろんできないと思うんですけど、持ち帰らなくてもできるように、何か少し自習する時間があったらよかったかなというふうには少し思いました。あとは、何か少しさつき補充裁判員のお話が出たんですけど、補充裁判員が自分の場合は3名いらっしやって、途中で確か最後の判決前ぐらいで1名抜けて2名というふうな形になっていたんですけど、そこはちょっとかわいそうだったかなと思って、1人、途中まです

ごい真剣にやられていたのに、制度上、何かお帰りいただいてという形になっちゃったんで、もちろん最初からそれが分かっている、補充裁判員の順位付けもあるじゃないですか、1, 2, 3番というのが。それもちゃんと明確にどういうふうを選任するかというのが決まっていたらよかったと思うんですけど、そこが何か選任手続に行った時の当日の席番号の若い番号順で1, 2, 3というふうに決められていて、ちょっと何か不公平感というか、かわいそうかなというところがありました。あとは、終わった後に関しては、自分は結構いろんな人に話していて、法学部の仲間もいるので、結構みんな聞きたがるというところで話すことが多いのと家族にはもちろん話していますし、割と話すことは結構体験したことを話している方かなというふうに思います。以上です。

(司会者)

ありがとうございます。5番さんのお話の中で、補充裁判員の方なんですけども、この方は選任する時には順位が付いていまして、決して何か若い順ではなくて、たまたまくじで順位付けをしているものですから、恐らくそのケースが偶然若い順だったのかなという感じがします。あとお話しいただいた中では、いろいろやっぱり審理をしていく中で当事者から資料を提供されますし、御自身もメモなどをつけられたりということ、それを見て自分なりに記憶を喚起したり、あるいは考え方を深めるという時間があれば、なおよかったというところで、そこはやっぱり審理計画あるいは評議の期間などをどうやって進めるかということ、大きな課題なのかなというふうに感じました。

全般的な感想ということで頂戴しまして、実はここからが本題ということになるという恐ろしい進行なんですけれども、ここでまずお伺いしたいのは、今もう既に5名の方からお話しされていた中には実は出ているところではあるんですけども、裁判の日程が決まりますと、裁判員候補者になっていた皆様に具体的な審理期間を示して参加を呼び掛けることとなります。恐らく選任手続の7週間から8週間前頃だったのではないのかなと思います。そして、その参加いただくに当たって

は日程調整がもう不可欠で、その呼び掛けを受けて皆さん、様々な調整が始まったんではないかなと思います。仕事をされていれば、その不在となる間の調整が必要でしょうし、休暇の取得の仕方も多分職場によって違うところです。仕事をされていない方でも、いろいろな調整がなければ参加できないことになりますので、しかも今回皆さんが参加された事件は長期間にわたる審理ということになります。それだけに御苦勞がかなり大変だったのではないかなと思います。昨今、辞退率の上昇が懸念されておりまして、この長期間の審理に参加いただいた皆さんは、その辺りは上手に調整されたということになるんですけれども、職場の協力も必要だったと思いますし、様々な裁判所から直接目に見えないところでいろんな御苦勞があったと思いますので、その実情を、もう中にはお話の中でいただいているところであるんですけれども、その実情を教えてくださいなと思います。事前の調整の仕方もそうですし、裁判期間中も恐らく何らかの対応が必要だったと思いますけれども、裁判が終わってからも、きっとまた影響も出ていたんじゃないのかなと思いますので、その調整の辺り、参加する上での御苦勞という辺りをお聞かせいただきたいと思います。お仕事をお持ちの方は、具体的な企業名などは出される必要はないんですけれども、職種とか、あるいは仕事の内容、こんな感じの仕事をしているんですがということでお話しいただくと、より参考になるかなと思いますので、お願いしたいと思います。そうしますと、順番でいきましょうか。1番の方から、先ほども出たかなと思いますが。

(1番)

僕は、さっき仕事の話をしさせていただいたんですけど、日中は電気工事など様々なことをしています。それで、日中は大現場の仕事が多いので、そういうところで裁判が決まるという話も会社ではさせていただいて、「選ばれるわけないでしょう。」とは周りには言われたんで、一応行くだけ行こうと決めて、選任で決まっちゃったので、その部分で大変だったかと言われちゃうと、仕事面に関しては別に私がいなくても、一応誰しもうまくできるというわけじゃないんですけど、僕の代わりに

やれる人間は何人かいましたので、その部分では仕事の面では別にそんなに僕が休暇を取っても影響は出なかったとは思いますが。ただ、僕の場合は月給制ではなかったもので、出た分だけが給料の月の計算になるという話なので、要は日給月給という扱いだっただけで、そこら辺で難しいところがあって、裁判所の方からいただいている日当だけだと、とてもじゃないけど、生活はできないので、その部分を考慮して、その時に仕事がありまして、その分の夜の仕事が出れるという話をいただいたので、その期間は休暇を取るというより夜のお仕事をさせていただいて、自分の仕事をして、日中は裁判所の方に来て裁判員をさせていただいているという形だったので、正直肉体的にはしんどかったかなとは今現状思いますが、でも終わってしまえば、別に何かあつという間だったなというのがありますけど、途中何人か熱を出された方もいて、風邪を引きながら、マスクをされて来た方もいて、誰かがうつって、誰かが脱落しないだろうとか結構心配はありましたけど、皆さん結構各々しんどい方ばかりで、結構皆さん頑張って元気に来てくださって、最終的には補充さんが4名いたんですけど、1名になり、ぎりぎり判決の時には補充さんが1人いて全員無事判決まで行けたと。その時はすごい安心感もありましたし、よかったなというのもありました。よかったと思っています。その後、別に仕事に復帰しても、基本的には通常で夜が入れば夜に突然行ったりする仕事でしたので、自分がずっと昼間だったというのもありましたけど、忙しい時期は昼もやれば夜もやってという仕事の組み合わせは多々ありましたので、その部分の仕事の調整というのは僕のところでは、僕自身はなんですけど、そこまで会社にも迷惑は掛けていない状況で、そんなにも会社とやるから、何日から何日というのもありましたし、月曜日から金曜日の毎日裁判所の方にお伺いしたわけではなくて、水曜日に間が空いていて休みになったりもしましたので、その日は仕事に出たりとか、土曜日もなかったもので、その分も仕事には昼間出ていたりという形でやらせていただいていたので、正直僕の肉体はしんどかったですけど、仕事の調整というのは一切困ってはいないです。

(司会者)

ありがとうございます。お話伺っていると当時のことを思い出すんですけども、1番さんはもう途中、連日何かほとんど徹夜状態で仕事をされて、そのまま裁判所にいらっしゃってというふうな感じが続いていましたし、38度5分の熱を出した方が休まねずにいらっしゃって、皆さん責任感の塊のような感じで参加いただいたなというのを思い出しましたけど。あと審理、評議などについては、やはり裁判員の方の御負担を考えて、ひたすら連続的にやるのではなくて、例えば毎週特定の日にお休みの日を設けたりとか、あるいは審理も飛び飛びに設定したりして、できるだけ負担感を少なくして臨んでいただこうかなというふうには考えているところではあるんですけども、調整しなきゃいけないということとは変わりがなくて、この関係の実情ということになりまして、今度2番さんですけども、先ほどお話伺うと、お子さんを抱えていらして、その子育てあるいは養育の関係でほかの方にお問い合わせしなきゃいけない場面もある中で参加いただくことの御苦労ですか、どうやって調整なりをされたのかなど。

(2番)

選任でしたっけ、紙が届いた時、私も非常勤、パートなんで、保育園なんですけど、園長に、日程が書いてあるじゃないですか。もし選任された場合、この日とこの日は来てもらいますみたいなのがあったので、それを園長に提示をして、もし当たった場合はこの日はお休みいただきますというふうに言って、もう一枚紙が入っていたじゃないですか、会社の皆様へみたいな紙が。それを園長に提示をして、できれば強制的な感じで、もし何も、もう絶対この人がいなきゃだめという仕事じゃない限りは参加させてくださいみたいな感じの手紙だったので、と言ったら、園長も「じゃ、行ってきな。」みたいな、「どうせなら、もう裁判員を勝ち取ってきなさいよ。」みたいな感じだったので、行って、当たって、パートなので、入っている日は裁判に来て、そのほかの日は普通の仕事で、結構13回あって、土日は私仕事をやっていないので、週3とか入っちゃうと、残りの2日は普通の仕事、ほかは裁判員という形で、パートなので、自分が入らないとその分お金が入ってこないで、正直金銭面は

すごくきつかったです。これって終わった後じゃないと、終わった後にお金が振り込まれたじゃないですか。1か月半、期間があったので、正直きつかったです。食事代とかも自分で出して、交通費も先に自分で出すというのは正直すごくきつかったです。別に私がいなくてもそんなに影響はなかったもので、裁判が終わった後の仕事にも特に影響はなかったです。

(司会者)

参加いただいたことでお支払いするものは当然出てくるんですけども、これも基本は終わってから1週間ないし10日後にお支払いということであるんですけども、今伺ったような事情であれば、途中で締めて中間払的なことも御相談いただければ対応はできたのかなという感じがするんですが、その辺りの説明も裁判所の方が十分じゃなかったという感じがしますね。すみません、申し訳ありませんでした。3番の方、いかがですか。

(3番)

さっきも言ったように、私の場合はある意味時期が恵まれたんで、あれがもし12月だったら断らざるを得なかったんです。その月の半数ぐらいは仕事だったんで。とりあえず9月は1日しかなかったんで、何とかなりました。10月も10日まであったが、1日しかなかった。2日何とかすれば大丈夫だ。4番の方が言われていましたように、やはり4日に招集があつて、その時に選任して10日は恐らくきついと思います。7月に連絡した時点で、こうこうこうだと誰も説明できませんよ、決まっていなくて。したがって、4日に決まってからでないと、この日はだめですよとしか、ここしばらくの間休ませてくれとか言えないと思うんです。そうすると、あの1週間ぐらいの期間ではかなり厳しいです。裕福な、人が一杯いるところはいいですよ。特に人数が少ない。それで、とにかく偶然9月、10月で本当に助かりました。7月にもらって、だんだんと気持ちはその気に徐々に、徐々にようになってきていたんで、非常にある意味幸運でした。

(司会者)

ありがとうございます。じゃ、4番さんですね。

(4番)

先ほど言ってしまったんですけど、やっぱり決まってからの1週間後に、さあこれから13日間というのがちょっと見つかったです、やっぱり。それで、もうちょっと猶予があったらいろんな根回しとかして、いろいろ仕事面を調整できたと思うんですけども、私の場合は学校で非常勤をやっているんで、そんな毎日ではないんです。週に4日ぐらいなので、1日職場の方に行けたら何とかかなと思ったんですけども、職場の方では子供たちが「どこ行ったの。」というのをすごく言っていたらしくて、先生たちはやっぱり言えなくて、「ちょっとね。」というのをすごく言われたみたいなので、言えるということがちょっとできなかつたのかなと。言ってもよかつたんですけど、私がその時言いたくなかつたので言えなかつたんですけど、でも1日来ていたので、日程的には別に私の方では困ることはなかつたです。後からすぐ仕事をしていけばいいので、それはちょっと見つかったんですけども、その時はこっちが仕事だと思ってやっていたので、それは割り切ってやっていました。

(司会者)

やっぱり積み残しの仕事が出てきちゃうというのは避けられないですね。

(4番)

それは避けられないかもしれないです。

(司会者)

ありがとうございます。今度5番さんですけど、学生さんですよ。

(5番)

はい、そうです。

(司会者)

意外に学生さんが、学生であることで辞退はできるんですけども、辞退する方が多いんですよ。

(5番)

ああ、そうですか。

(司会者)

なかなか大学で結局単位が取れなくなったりとかということで、仕事とは違う意味ですごい調整が難しい立場なのかなというふうに感じているんですけども、実際うまくいったんですね。

(5番)

はい。おおむね大丈夫で、実際は大学生なんであまり意見は参考にならないかもしれないんですけど、かぶっていたのが、確か2日間かぶっていたところがありまして、1月辺りから始まったので、その期間がちょうど定期テストの期間、それが終わったらすぐ春休みという感じの日程で、2回テストにかぶってしまって、これは大学側に申請したら、後々受けていいよという形で許してもらえて、事なきを得たんですけど、基本的には全然調整もその2日間だけで、日程も全て休み期間中だったので、すごいありがたいことに全部参加できたというところで、自分は困らなかったんですけど、でも1人参加されていた方で、何か普通に働かれています、特別休暇がなくて、働くに当たって有給休暇で行ってこいと言われてしまった方がいらっしやって、その方は結局特別休暇を採用していただいて来ていたらしいんですけど、だからやっぱり企業とかの何か休暇の採用とかもまだ渋られることが多いんじゃないかなと思っていて、今は努力義務とかになっているんですか、分からないですけど、その辺も何かもう少し対策できたらいいのになというふうには思いました。

(司会者)

5番さん、しっかりしているね。

(5番)

いやいや、そんなことはないんですけど。

(司会者)

大学の方も結構融通きかせてくれたという感じになるんですね。

(5番)

そうですね。その辺は本当に。

(司会者)

とりあえずこの辺りまでで何か参加された皆さんに御質問などあるようでしたら
お願いしたいところですけども、どうですか。ありますか。大丈夫ですか。

(裁判官)

じゃ、よろしいですか。

(司会者)

はい。

(裁判官)

さっきから出ている選任から始まるまでどれぐらいがいいかというお話ですけど、
2週間ぐらい欲しいという話がありましたけど、その点について御意見を特に言っ
ていらっしやらなかった1番さん、2番さんとか、5番さんはちょっと学生さんな
ので違うかもしれないですけども、結構これ私も日程組む時に迷うところなので、
御意見あれば。逆に長いと、何かすごいどきどきして不安をあおられてしまう、早く
始まってしまえばいいという方もいらっしやるかもしれないですし、先になると予
定が変わるということもあるかもしれないので、どちらの立場でも全然結構なので、
御意見、どなたかいただければと。

(5番)

自分、選任手続って・・・。

(司会者)

5番さんですね。

(5番)

すみません、5番です。選任手続って要るのかなと思っていて、裁判所側からした
ら、何かその選任手続に来ない人を選んじゃうと困っちゃうというところもあると
思うんですけど、もし選任手続がなくてもいいなら、その人にもう日程、この日程を
空けておいてくださいと言えちゃうわけじゃないですか。それで、言った後に辞退

しますというのも事前にメールとかで連絡しているので、別にこれがそんなに抽選が大事かなというふうに思って、別にその場にいる必要がないし、何か事前にやられてもいいのかなというふうには思っちゃいましたね。

(司会者)

なるほどね。制度として改善の余地があるんじゃないかというところですね。あとは、今の点で御意見。

(1 番)

はい、1 番ですけど。

(司会者)

はい。

(1 番)

その予定、日程は正直分かりやすく説明していれば、俺は特に問題はないかなと思って、正直単純に4番さんとかが思ったようなことではなくて、俺はどちらかというとならば全部来てくださいますよというのが明確になっていけば、別に予定はそれぞれ皆さん多忙なんで、できる方とできない方もいるとは思いますが、そこら辺は長ければ長いほどいいという人もいれば、短い方がもうさっさと終わらせてほしいという人もいますし、参加したいという人たちなんかが、そういう人たちがいけばすぐにでもやってほしいと多分思うんだろうから、そこら辺はちょっと難しいところで、僕がただやっぱり言いたいのは、何日間通いますというのが明確になっていないと、要は何日間裁判所に通いますみたいなのは正直全く分からない文面なんで、会社にも、多分この期間、何日間か多分行くだけですよみたいな。いざふたを開けてみれば、この期間全部行かなきゃいけないとなっているというのが結論なんで、だからそこら辺がもっと分かっていたら、俺も別に何日短くなるだろうが、その予

定が短かろうが長かろうが、その中間だろうが何だろうが、俺はそこら辺はあまり気にはしていません。

(司会者)

当時もそういった御意見をいただいたもんですから、担当の係の方にお伝えして、今お送りしている文書は、より参加期間が明確になっています。

(1番)

なっているんですか。

(司会者)

ええ。御連絡差し上げていると思いますので、そうなったのも1番さんのおかげです。

(1番)

いえいえ。

(裁判官)

特に長いので、普通だと何かネット検索すると、多分5日ぐらいとか出ちゃうんで、平均が。35日分来るとみたいな文書がぼやっと書いてあっても、35日来るわけないだろうみたいな話になってしまうので、そういう意味で、より多分強調すべき事件だったのかなということは思います。

(司会者)

じゃ、この辺りで次の大きなテーマで、この辺りから検察官、弁護人もより一層関心を持たれるところと思うんですが、主張、証拠がしっかり理解できたんでしょうかという辺りです。先ほど5番さんからは検察官も弁護人も分かりやすかったですよというお話をいただいたところなんですけれども、またちょっと前置き長くなるんですけども、裁判員裁判は基本的にはできるだけコンパクトに審理をして判決することが想定されているんですけれども、皆さんが参加された事件はこれとはほど遠いものになっています。長期間の審理になるためにはそれだけの理由がありまして、皆さんが参加された事件、どれも犯罪の成立に争いがありましたし、複数の事件

が一緒に審理されているという事件もありました。事件によっては、その争点が多岐にわたっているということになっていましたので、その争点を判断するためには様々なやっぱり証拠を調べることは避けられないということになります。どうしても日数が掛かるということになりますけれども、たくさんの証拠を調べることでたくさんの情報が提供されますけれども、その情報をよく整理して、理解していかないと、最終的な判断の場面、そこにつながらないということになりかねません。特に初めて裁判に関わった皆さんですので、今日もお話ありましたけど、最初の方は緊張感に縛られてというところもあったようですし、なかなか御苦勞が予想されるというところですよ。

そこでお尋ねということで、まず当事者の主張が理解できたかどうかという点です。もう少しお話ししますと、審理が始まった時点で、検察官、弁護人から冒頭陳述がされます。その内容で、担当される事件がどのようなものか、事案の概要的なものが示されて、何が問題になっているのかと、争点が提示されて、その争点について主張の対立状況、これは概略的なもので示されるということがあったのではないかなと思います。これが入口の部分です。そして、様々な証拠調べをして、法廷での最後の場面では証拠調べを踏まえて検察官は論告、そして弁護人は弁論という形で、最終的に我々はこう考えるんですと、証拠に基づいてこう考えるべきなんですという意見、主張がなされたはずですよ。証拠の内容はまたちょっとおいておきますけれども、その冒頭で示された当事者の主張、そして最終的に締めくくられた当事者の主張、これがそれぞれ理解ができて、例えば冒頭陳述でいえば大きくつかめて、その後の証拠調べにスムーズに入っていたのか、論告、弁論でいくと、最終的な当事者の主張が理解できて、その後の評議にスムーズに入っていたのかなと、こういう2つの観点がありますけれども、そういう観点で主張が分かりやすいものだったのかどうなのかということをお聞きしたいなと思っています。もう番号順でいくとあれかもしれませんけど、思い思いで、もうほっといても何かたくさん意見が出てきそうな顔ぶれだというのは分かりましたので、誰からでも構いませんけど

も、主張が分かりやすかったのか、理解しやすかったのかという辺り。では、先ほど5番さんから分かりやすかったというお話しいただいたので、5番さんからでも構いませんけど。

(5番)

分かりました。さっきも言ったんですけど・・・5番です。おおむね分かりやすかったんですけど、ちょっと審理のところで検察官の方が何かすごい時間を超過している場面が結構多く見られて、主張じゃなく、話変わっちゃうんですけど、ちょっと時間を超過しがちなところがあったのと、あとやっぱり裁判員裁判で結構短くまとめられているらしいので、そういうところもあって時間が超過しがちだったところと、あと被告人に対する質問は何かちょっと恣意的だったり、意図が見られるもの多くて、実際それによって二、三度、ちょっと裁判が止まったり、あとは弁護側の方からちょっと異議申立てが出たりして、ちょっと何か分かりづらい状況になってしまったので、そういうところはもうちょっと分かりやすく努めていただいた方がいいのかなというところと。逆に、弁護側の参考人だったと思うんですけど、ちょっと意見が変わっちゃったり、何か2回ぐらい招集された方で意見が変わっちゃったり、1回目は何もしゃべれなくて、2回目では何かちょっと驚いちゃったんですけど、ちょっといろいろ意見が食い違うというところで、何かそこは少し分かりにくかったなという部分があるのと。裁判自体が日本語だけじゃなくて、日本語と中国語で行われたというところがあって、すごい長引いちゃったのと分かりにくかったところはあると思います。あと被告人が2名いらっしゃって、それが家族、母親と息子だということで、ちょっとやっぱりそこで意見が食い違うというか、気にする面がある。お互いに何かここは言っているのか、いけないのかというところで、何かちょっと気を遣い合う部分みたいのがあって、何か少し分かりにくくなっちゃっていたのかなというふうには思います。以上です。

(司会者)

証拠調べの中で、かなり場面によって分かりづらさを感じる場所があったとい

うところになるんでしょうか。

(5番)

そうです。

(司会者)

その点、また後ほど伺うことになりましますけれども、事件を紹介させていただいた中で、被告人2名がいて、それぞれ主張をしていたと思うんですけども、それぞれがどういう言い分なのかという辺りはつかみやすかったということで、これはいいでしょうか。

(5番)

そうですね。

(司会者)

どうでしょう。主張レベルというところで何か御指摘をいただければというところなんです。

(3番)

3番です。冒頭陳述書の資料を作っていたら、非常に最初の説明は分かりやすかったです。ずっといる時に、途中でこの内容が出てくる時に、もう少しこの資料の何ページですと言われると、もっと途中が分かりやすかったかなと思います。あれっ、どこかなと思って、これ探さなくちゃならなくて、話が終わってから、ここだったと、それが何回かありました。私がある意味追い付いていないんで、もう書かなくちゃ、筆記するので精一杯で、だから追い付いていないのかもしれないんですけども、それが印象的でした。せっかく作られているんで、もう少し作ったものに合わせてその次の詳細という関連付けを説明しながらしていただくと、もっと分かりやすかったなという気はしています。もう1点、今度は弁護側がちょっと違う視点で弁護されているような気がして、裁判員に対して印象をどうも勝手に想像させるような意味でのあれをされるんで、これ何だろうと、本当に弁護されているのかなという。そうすると、被告人が気の毒だなという、そんな思いもしました。

それが何回かあったんで、非常に印象に残っています。もう少し弁護されるんなら、検察側が提示したことについて、もっと直接的にやってもらいたかった。ないのかも分かりませんよ、やってもらいたかったなという。そうしないと、被告人に対して公平な立場でできないんじゃないかなという、そういう印象が少しありました。

(司会者)

ちょっと整理しますけども、検察官から提示された冒頭陳述は分かりやすかったと。

(3番)

ええ。

(司会者)

ただ、その後の証拠調べと関連性を、今やっている証拠調べがどこに関するものなのかということが関連付けられると、どこかで説明されながら進むと、より一層分かりましたよというところが1つと。あと弁護人の主張が検察官の主張に正面から答えるような感じにはなっていないくて、主張の対立場面というのがちょっと分かりづらい。

(3番)

そうですね。

(司会者)

もう少し主張が明示された方が分かりましたという、そんな感じですか。

(3番)

そうですね。そういう印象があります。

(司会者)

じゃ、同じ事件ということになるんで、4番さんからいいですか。

(4番)

まず、第1日目に法医学の先生が来られました。1日目、私だけかもしれないんですが、皆さんもそうだと思うんですけど、私はこの法廷でどう見て、どう感じて、ど

ういうふうに立っていたら・・・座っているんですが、立っていたらいいのだろうというのがすごくパニックというか、もうどきどき、初めの方ですので、するんです。その時に、法医学の先生が来て、がっとう首絞めて、何とか骨が折れて、何とか骨をやって、写真ではなくてイラストなんだけど、やっぱりそれなりの絵でしたよね。それで、ちょっと引くんです、やっぱりそういうふうに1日目だったので。そこで、法医学の先生を、もうちょっと詳しい概要とかを自分で把握してから、そういうことで亡くなられたよということを、日程的にもあれだと思っただけですけども、難しいと思っただけですけど、もうちょっと後の方にさせていただいて、ちょっと1日目というのはパニックを起こしている時に法医学の何たらかんたらの鎖骨が折れてみたいなのを言われたら、頭がやっぱり定員オーバーになってくるんです。頭に入ってこないの、ちょっとそれを避けていただきたかったかなと思います。あともう1点、要らないなとは思っただけですけども、被告人が海外逃亡して、そこから連れてくる警察官の方がいらっしゃって、証人をされていたんですけど、やっぱり海外から、ドイツ回って、どこ行ってというのを繰り返して、もう疲れているのは当たり前だから分かっているのに、それをくどくど、くどくど言っていたような気がするんです。こういうふうになったから疲れていたの、日本に連れてきてからは本当にもうふらふらになって、違うことも言ってしまったということは、それはやっぱり日常生活していく上で当たり前のことなので、それは要らなかったんじゃないかなとは私は思っていました。もう疲れているから、それはちょっと違うことも言うんだらうなというのをすごく感じていて、それが半日あったと思っただけですけど、半日抜かしたらちょっとまた短くなるのかなと。疲れていたということはもう絶対分かっていることなので、それは要らないなとは感じていました。やっぱり検察官の方もすごく資料を作ってきてくださるので、これはすごく分かりやすかったです。これ作るの大変だったろうなというのがすごくありました。

(司会者)

今の資料というのは、検察官が作られた冒頭陳述。

(4番)

時系列もそうですね，そんな感じのやつが膨大にあって，すごく分かりやすく書いていたので，聞いたり，これを見たりしながらやっている，すごく分かりやすかったです。

(司会者)

他方，やっぱり証拠調べの内容として，証拠調べの予定の組み方として，最初から少しちょっと濃厚なものが予定されていて・・・。

(4番)

そうです。濃厚過ぎるものを初めに持ってきてしまった。日程的にも大変だと思うんですけど，その場に立つのが初めてで，見るのも初めてで，法医学の先生の話テレビドラマでは聞いているんですけど，やっぱり実際に聞くのって初めてですよ。それを1日目に持ってきたら，やっぱり引いてしまいます。頭もすごくいろんなことが入ってきて，どうするの，これというのがある意味不安になってくるので，それもうちょっと後にしてもらった方がよかったかなとは思っています。

(司会者)

しかも，どうも調べる必要がなかった警察官の証人もいましたねと，そんな感じですか。

(4番)

いや，証人がなかったから連れてきたかもしれないんですけども，疲れているのは分かっているので，それをくどくど，くどくど，あそこを回った，あそここのところで寝ていましたとか，そういうのは要らなかったかなとは私は思います。

(司会者)

ありがとうございます。

(3番)

3番ですけど，抜けまして，ちょっと・・・。

(司会者)

どうぞ。

(3番)

写真ありましたよね。分からない写真，ぼかした写真はあまり結果的には何か分からなかったの、意味がなかったんじゃないかなと。分かるようなぼかし方ならいいんですけども、裁判員に対して配慮をしてぼかされたんでしょうけど、ぼかしたために写真の意味がなくなってしまったという。だから、別にあれはなくても、何かあるんだなで終わってしまうので、出すんだったらもう少し分かるようなぼかし方か、ちょっと先ほど見てびっくりするか分からないですけど、そのまま出してもいいんじゃないかという気はしました。

(司会者)

よく言われる刺激的な証拠というところになってくるんですけども・・・。

(3番)

ええ、難しいところなんでしょうけど。

(司会者)

生の写真であれば、それはそれでもう見れば一目瞭然なのかもしれませんが、それがまた裁判員の方それぞれに感じ方が違くと、なかなか難しい問題があって、裁判所は事前の整理手続で検察官，弁護人の意見を聞きながら、必要性を考えて、もし調べるにしても、より負担のないところで何か証拠ができないでしょうかなんていう議論をした上で臨んでいるんですけども、この事案だとすると、そのぼやかし方がもう少しというか・・・。

(3番)

逆に言うと、あまり分からなくぼかすよりも、スケッチか何か書かれた方が分かりやすかったかもしれないですね。

(裁判官)

スケッチで出ていませんでしたっけ。

(3番)

いや、写真のがあったんで。スケッチが1枚ありましたけど、写真の方がもっと分からない写真でしたね。

(裁判官)

写真のは、多分もう本当に部屋の全景みたいな、ブルーシートの下に置いてありますみたいな・・・。

(3番)

どこにとか何かいう時の写真だと思います。恐らくあれ遺体そのままあったと思うんです。

(裁判官)

そうですね。あれはもう本当に部屋の状況ぐらいな感じで、御遺体については全く写す隙がない類いの写真かなという。スケッチの方はスケッチの方で、ややひもがどう絞まっているのかというのが若干くっきりしていなくて、もうちょっとくっきりしてもよかったかななんていう話も出ていたところですか。あれは、ただかなり腐乱していた御遺体というような事情もあったので、当初から検察官も弁護人もそのままはやばいという話では進んでいたのかなという。

(司会者)

主張よりも、どうも証拠の方にやっぱり関心が移っているかなという感じがしますんで、もう主張か証拠かは区別することなく、お気付きの点でしょうか、長い期間を掛けてやった事件ですので、いろんな証人尋問の機会がありましたし、被告人質問の機会があって、先ほどの5番さんのお話ですと、検察官の時間も超過しまして、だとすれば、最初から見込んだ時間を設定すりゃいいんじゃないのかということにもなるかもしれませんし、でも通訳が入った事件だとすると、また別の意味で理解が難しかったりということもあったんじゃないかと思います。ほかの証拠関係でいくと、2番さんが担当された事件というのは科学的な証拠が問題になっていて、DNA鑑定ですか、これが争われていたような様子があって、どうなんでしょう、用語を含めて科学的な証拠について、何を問題にして、今どんな証拠調べをしているの

かというのが理解しやすかったのかどうかというと、どうでしょう。2番さん。

(2番)

検察官の方はすごい資料とかもこっちに分かりやすいような、すごくきれいにまとめていただいて、用語、難しい、私たちに理解できない言葉も一々言う前にその単語を説明してくれて、これはこういう意味ですというのが分かったので、後半になったらその単語だけでも分かるようになりますけど、最初の方は言ってくれたので、それはすごく分かりやすく理解できたのがあったんですけど、弁護人側は何が聞きたいのかが本当に分からなくて、みんなほかの一緒にやっていた方も言っていたんですけど、また弁護人はこっちにちょっとでも本当に有罪なの、この人という疑問を持たせなければいけないのに、何かそうじゃないというか、何か検察側と同じようなことをまた質問して、同じことばかりを質問して、裁判長にも結構止められたりとか、女性と男性がいて、女性の方が何が言いたいのが本当に分からなくて、後半になって男性に替わってからは、ああ、こういうことが言いたかったのねみたいな感じになって。

(司会者)

ああ、そうなんですか。

(2番)

はい。

(司会者)

2番さんの事件は、結局被告人が犯人なのかということが争点になって、その犯人を結び付ける上でDNA鑑定が重要な柱になっていた事件だと思うんですけども、どうも鑑定資料の収集から鑑定に付されるまでの経過ですとか、鑑定自体に何か問題があるんじゃないかというのが弁護人の指摘だったようなんですが、それを証人尋問の場面ということになると、その問題性を的確に反対尋問しているような様子がないという、そんな感じなんですか。

(2番)

検察側がさっき聞いたようなことを同じふう聞くので、また同じ返事が返ってくるという感じがずっと続いていて、あとあれなんですけど、初日に御遺体の写真をぼんと見て、最初に全体図を見て、その後アップで結構首とか足とか内臓というか、部分が結構出たので、最初に1回声は掛けてくれたんです。今から御遺体の写真が出ますよとは言われたんですけど、結構衝撃的な、本当に最初に出たので、ちょっと今でも何か思い出せば思い出せるような、結構衝撃的でした。1回で済んだので、その写真は。何回も見ることにはなかったんですけど。

(司会者)

ちょっと今の話を伺って話が変わってきちゃうんですけども、今回参加された方の中でも人が亡くなった事件があって、そういう事件ですと、裁判所にいらっしゃって、そういう事件を担当するというのが初めて分かるじゃないですか。候補者の皆さんとしては、やっぱり何か見たくない写真とか証拠を見せられてしまうんじゃないかという不安を感じていらっしゃると思うんで、選任手続の際には裁判所の方からこの事件でそこまで心配される証拠はありませんよとか、あるいは気掛かりになるような方は、どんどん個別に申し出てくださいということで、個別質問でいろいろな感じ方とかその方の負担感なんかを確認してということを一般的にはやっているように思うんですけども、2番さんの時にもそういう選任手続のアナウンスはあったんですか。

(2番)

はい、ありました。

(司会者)

そこに2番さんは手を挙げたりは。

(2番)

衝撃的だっただけで、別に絶対無理とかそういうわけではないので。

(司会者)

何かちょっと色が変わっていたりとかという配慮はあったんですか。

(2番)

そのままでした。

(司会者)

ああ、そうですか。なるほど。あとどうですか、証拠調べ。あと2番さんの事件では、専門家の証人の方が遠隔地にいらっしゃって、ビデオリンクで結んで証拠調べをするという場面があったと思うんですけども、モニター越しの証人尋問というのはどうなのでしょう。何か違和感があったかどうかなんていうのは。

(2番)

結構準備にまず押しちゃって、時間が。教授がすごくお忙しい方だったので、この時間しか取れないと言われていたのに開始もすごく遅れてしまって、何か結構向こうの方もちょっと不機嫌な感じで、早くしろよみたいな感じになっちゃっていて、いざ始まったとなったら、何かマイクが響いちゃって全然声がすごく響くとか聞き取れないとか、向こうのこういう資料の提示がうまくできないとかで、結構遅く始まって遅く終わってという感じだったので、もうちょっと、あまりやることはないと思うんですけど、ビデオリンク自体を。もうちょっと何か練習というか・・・。

(司会者)

手際よくやってほしいということですね。どうもありがとうございます。ほかの方で証拠調べの中でお感じになられているところなどいかがですか。

(5番)

じゃ、5番、いいですか。

(司会者)

はい。

(5番)

僕は、もう全く真逆で、報道機関とかで結構グロい写真を見せられるとか言われていて、ちょっと危惧する人がいるというお話を聞いていたんですけど、実際に経験してみたら、自分の事件はあまり放火だったので、人も死んでいないですし、そう

いった場面がなかったというのはあるんですけど、全然グロイとかそういうのも全くなくて、逆に拍子抜けといたらおかしいですけど、そういう面ではすごくよかったのかなというふうに思います。配慮もされていたと思いますし、そこはすごく気を遣われていたかなと思いました。

(司会者)

主張や証拠関係については、もっと伺いたいところですけど、むしろ御質問を受ける形で深めていくというのもありかなと思ひまして、今の裁判員に配慮しているんじゃないですかという意見をいただいた事件を担当されたのが織田弁護士だと思いますので、何か主張や証拠関係について、参加された皆さんに問いかけなど、もしあればいかがでしょう。

(弁護士)

弁護士の織田です。私の事件は放火だったんですが、5番さんがおっしゃったとおりの証拠の内容なんですが、やはり初日にそういったような鑑定とか取り調べるということについては、なかなかやはり心の準備というのは結構大きな負担になられるという御意見ですか。例えば鑑定人の先生の話とかを聞くと、頭にあまり入ってこない、つまり慣れてもないし、鑑定人とかの専門家証人と言われますけど、話も難しくなりがちになるところがあるので、そういった順番を変えてもらった方がいいとかというような御意見があるというふうにお伺いしてよろしいでしょうか。4番さんとかどうでしょうか。

(4番)

やっぱり第1日目で衝撃的な話を聞くというのは、心の準備ができていないです。これから私はどういう立場に置かれるんだろうかというのをまだ探っている状態なので、そこで法医学の先生がお話しされても、ちょっと頭に入ってこなかった・・・入ってきましたけれども、もうちょっと後からだったら冷静に聞いていたのかなとは思ひます。

(弁護士)

続けて、その前のちょっと話、冒頭陳述ということで、最初にどういう見立てかということを検察官、弁護人がそれぞれ説明をすると思うんですが、最初に緊張している中で、特に弁護人側の冒頭陳述で、先ほど検察官側の方は資料もなかなかいいというお話があったんですけども、弁護人側の方でやった冒頭陳述、何か御意見とかあれば参考にしたいと思うんで、忌憚なく聞かせていただければと思うんですが。

(司会者)

どなたからでもいいかと思いますが。

(3番)

3番ですけど、最初はポイントを絞られているというか、詳細を言われずにポイント、ポイント、ポイントを言われたので、あっ、これが争点にならないと、はっきりしない。ただ、それに対してのその次、もっと検察側から出てくる資料に対して、弁護側の資料があまりにも、みんなとにかく俺がしゃべるから聞けよというようなイメージです。もう少しどういう流れで、どうしようとしているのかが分かるような資料を検察と同じように提供していただくと、まさに被告人にとってもそうですし、我々にとっても平等にというか、公平に判断しやすくなるんじゃないかなという気はしました。

(弁護士)

それは、最初の冒頭陳述の段階でということですか。

(3番)

いや、冒頭はとにかく争点を明確にさせていただいたんで、そこは別に問題はなかったんです。争点のその次、もっと突っ込まれるかなと、争点だから。もっと突っ込まれるんじゃないかなというある意味期待という変な話ですけども、予定していたのが、あれっ、終わっちゃったのというイメージが何か所か残っているんです。

(司会者)

とにかく被告人質問の在り方みたいなところなんですか。

(3番)

そうですね。だから、何か判断を我々に委ねたよというようなイメージなんです。弁護人側としては、こういうことでそれは否定しているんだというのを明確にされずに、語尾を何か濁した形で、最後は我々に何か勝手に想像してよというようなイメージが強かったんです。今振り返ると、そういう印象です。

(弁護士)

分かりました。ありがとうございました。特に弁論が問題のようですが、そこら辺の証拠付けはしっかりやっていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

(司会者)

久しぶりに公判を担当することになった衣笠検察官、何か御質問などあれば。

(検察官)

私、どの事件も関わってはいないですけど、冒頭陳述の面にしろ、論告の面にしろ、A3で3枚、4枚、私からすると、情報量としても多過ぎるんじゃないかというふうに思われてしまって心配が残ったりするんですけども、その点の負担感はどうのように感じられたのかなと、あと証人尋問もやっぱり難しい面があると、検察官の質問だけでも1時間、場合によっては2時間ということもあって、かなり負担を感じられることもあったような気したんですけど、その辺はどうですか。

(司会者)

提示される書面の情報量が多くなかったですかという辺りと、証人尋問、どうしても長くなりがちなんですけども、長いなど、中身は伴っているみたいですけど、長いなどという、そんな感じで聞かれていたのかどうかといった辺り、どうでしょうか。これもどなたからでもよろしいかと思いますが。

(3番)

3番ですけど、別に多くてもいいんですが、5番さんが最初に言われたように、それを少し見る時間をいただければ、別に多くても構わないんですけども、見る時間

がなく、一杯くれるなというのでは困るかなと。じっくり話の中で使われているけど、ちょっと振り返って見たいなという、その時間がなかったような、持って帰るわけにもいかないし、そんな印象です。

(司会者)

証人尋問、何か長く感じる場面というのは、あるいは被告人質問も含めてかもしれませんが、そういった点ではどうですか。3番さん。

(3番)

いや、特にそれは一定の40分なら40分とか、比較的短かったんで、時間的には。まだ緊張が緩むような時間じゃなかったんで、それは違和感なかったです。むしろ細かく言いますと、ちょっと物はどこだか忘れましたが、それは蛇足だろうなというのも一部ありましたけど、それ以外は比較的スムーズに、検察官の方はスムーズにされていました。ちょっと誘導的なのが一部ありましたけど。

(司会者)

そうですか。その情報量というところではどうですか。1番さんの事件なんていうのは3つの事件があって、しかもそれぞれ事件性、犯人性、自白の信用性、責任能力なんていうのが争点になっていたもんですから、むしろ裁判所の方で争点整理する過程で、テーマごとに検察官に、あるいは弁護人に冒頭陳述をしてもらって、何を問題にしていくのかということを知りやすくしてもらえないかということとやっていったんですけども、そういうテーマごとの冒頭陳述なんていうのはどうだったですか。情報量は確かに多くなったかもしれませんが。

(1番)

1番ですけど、情報量とか云々は、正直初めて見る言葉ばかりだったですし、今日の皆さんも同じように思われたと思うんですけど、正直言って情報量が多い分には全然ありましたし、正直時間が欲しいというのもありましたけど、最終的に評議の時に時間はありましたんで、別に一番初めに紙を見て自分なりに考えなきゃいけないという圧迫はないんで、僕はそんなに時間は要らないかなと。正直その紙をいた

だいて、後々の評議で振り返りなどをさせていただいた時間も結構ありましたし、その場で分からなくても、それ終わってから一緒にやっていただいた裁判官がいろいろ説明をさせていただいて、よりリアルに分かって理解できる部分も多かったんで、それはそれですごくよかったですと思います。紙自体は、正直検察官の方が多いです。弁護人の方は逆に少ないですというふうに感じたのが結構ありましたが。一杯検察官側の方は何かA3ぐらいのでかい紙で折り畳んで来るんですけど、弁護人側のはA4であっさりしているなど。そういう情報量に関しては、別にお互いが主張する部分では、紙を見てある程度は僕なりにには理解はできたんで、正直そういうので情報が少ないとか多いとか、そういう部分では特には僕はないですけど、ただ1つ言うのであれば、1個1個がくどいですかねという、証人尋問に対して。正直一番思ったのはそこです。長かったというのもあるんでしょうけど、別にもうそこ聞かなくていいでしょうということも別に何かどちらにも言えることなんでしょうけど、別にもうそこは聞かなくてもみんな分かっているようなことなんじゃないのかなと僕なりに思っちゃうことが多くて、そういうのをまた言っていて、結局僕がやっていた裁判では、DVDというあるものがあって、それを見る見ないみたいな話があったんですけど、正直僕は見なくていいと思ったんです。でも、検察官から見てほしいというのがあって結果見たんですけど、僕たちが欲しい情報は抜けているんです。そこが欲しいのに、そこ以外のDVD見たところで何の解決にもならんのですわ。だから、そこら辺でないものを別に強引に見せて時間を作ったところで、最後の評議に対しての意見には全く関わるものではないので、時間を費やしているだけで、ただそれを見ただけで皆さんがどう感じるのかというのはあるかもしれないですけど、要らんものも出てくるんだったら、正直僕は要らない情報もあったし、全く理解できる情報もあったので、ただ証人尋問に関してはお互いの感情が目に見えて、弁護人側も検察官側も何かちょっと熱くなっているんじゃないかと思った時もありましたし、正直弁護人の方でも人が変わってもまた同じようなことを聞いているようなことも結構あったので、また同じようなことを聞いていたりとかするのであれば、

正直聞いている側からすると、くどいというのが一番の印象ですか。

(司会者)

ありがとうございます。尋問には何か問題がいろんな場面でありそうな感じですかね。よろしいですか。もうほとんど時間が足りなくなってきた、このメンバーで2時間は設定が失敗だったかもしれないですね。最後、簡単に評議のことを伺いましょうか。証拠調べをしてきて、判断を求められているわけですから、皆さんから自発的に、積極的に意見いただいて、結論を出していかなきゃいけないと。そのためには評議も意見を述べやすい雰囲気が必要ですし、何をテーマに議論をしているのかという点も明確でないといけないでしょうと。進行面もあるでしょうし、その雰囲気的な面もあるでしょうし、全般的に評議についてお感じになられたこと、これもどなたからでも構いませんけれども、お話しただこうかなと思います。評議の実情という感じになりましょうか。

(3番)

いいですか。

(司会者)

どうぞ。

(3番)

3番ですけど、一番気になっているのが量刑の判断です。実際例えば殺人でもこれ何年と言われると、えっ、何年という非常に難しいなと。過去はこうですと見せられて何となくイメージを作れるんですけども、待てよと思うと、あれは先入観を植えつけられるんで、逆にない方がいいかなと後で考えました。例えば交通事故で損害賠償で幾らという計算式みたいのがありますよね。何かそこまでの数字が出るかどうか知りませんが、もう少し何か基準的なものを作ってもらえると、皆さん納得するようなイメージだと思います。過去のこれを見ても、今と恐らく判断の仕方が過去は甘くて、今は厳しい、あるいは逆に過去は厳しくて今は甘いと、いろいろあると思ひまして、それはその時点、時点で厳しくなったり緩くなったりするとあま

りよくないから、だから社会的にこういうことはこうだよという何か基準があると非常に判断しやすい。何となく新聞見ても、この間のあおり運転の世間を騒がせている、あれっ、2人も死んで甘いとか、私個人のあれですけども、そんな気がしたんです。特に殺人に対して、被害者は死んでいるのに、何で加害者は生きているのという。極端に言いますと、被害者の年齢、平均余命の分、刑務所に入っているでもいいんじゃないかなとか、極端に言いますと。というような、とにかく量刑についてももう少し何か基準的なものがあるといいかなと。少なくとも過去を見て今の話、何か過去に引っ張られてという、そういう気がします。だから、何かできるかどうか分かりませんが、もう少し客観的な基準を作っていただけるといいかなと。

(司会者)

ほかの方がいかがですか、評議全般について。

(5番)

それじゃ、5番です。

(司会者)

はい。

(5番)

評議全般についていえばすごくよくて、裁判官の方も何か議論を促す形で、「君はどう思う。」だったり、みんなに平等にすごく言ってくれていて、話しやすい環境ではあったし、実際そうだったんですけど、やっぱりさっきも話したんですけど、自分は選挙権があって選ばれたんですけど、実際は何の権利もないような20歳そこそこの若僧が他人の人生を決めるというのはすごく重かったです。でも、それがいい経験でもあったんですけど、すごく悩んだ、負担だったかなと自分は思います。1つ、先ほども3番さんの方がおっしゃられていたのが、過去の量刑を見て今の大体犯罪を犯して、内容がこうでというところで多分年数をお決めになられていると思うんですけど、今どんどん時間的な感覚がずれてきているのかなと思っていて、どんどん平均寿命も何か50年前に比べたら2倍ぐらいになっているのに、そのまま

の年数で過去を見て何か同じ量刑でいいのかなとか、何かその辺の時間的なずれがちょっとあったのかなって何か自分は少し思いました。評議自体はすごくよかったです。刑事罰について、今ちょっと話がそれちゃったんですが、話しました。評議については、すごくみんな活発に意見を出していましたし、すごく参考になるような資料もたくさん提示していただいて、自分で納得できるような形で終えられたかなというふうに、そう思っています。

(司会者)

どうもありがとうございます。皆さんどうですか。

(4番)

はい。

(司会者)

じゃ、4番さんですね。

(4番)

4番です。評議自体は、裁判官の方が話しやすい雰囲気を作ってくださって、私もあまり意見を述べる方ではないんですけども、いろんな意見、分からないことも聞くことができ、よかったと思います。その中でも3番さん、5番さんが言っている量刑のことなんですけれども、やっぱりスライドって、過去のものを見せられたら、やっぱりこれじゃちょっと重いんじゃないかというのも、求刑も参考にはするんですけども、それを見せられてしまったら、やっぱりそれに引っ張られるという感じもありました。5番さんの若い方がおっしゃるとおり、この何年間で平均寿命も延びている、どんな事件でも様変わりしているという感じだと思うので、もうちょっと簡単なものを見せられた方が引っ張られないような気がしました、量刑については。最後まで評議というのは話合いでいったんですけども、ちょっとこの前を見ていたんですけど、2日休みがあつて4日、2日休みがあつて一、二日だったんですけど、もうちょっと間を空けて考える猶予というのが欲しかったのかなと思います。というのは、やっぱり終わってみて、ああ、あの時ああいう意見も言って、

みんなに聞くべきだったんだということが終わってからそういうふうになってしまったので、ちょっと評議の期間というのを休みの時、それを4日じゃなくて5日、6日にするのではなくて、休み、間を空けてからまたやるというのも自分で考えるという期間も必要だったのかなとは思っています、今は。その時は、早く終われと思っていましたけれども。

(司会者)

分かりました。1番，2番さんは。

(1番)

じゃ、1番ですけど、評議は恐ろしく長かったんですわ。しんどいことばかりですよ、僕がいたところは。でも、正直渡邊さんも野上さんもすごく細かく説明していただいたんで、すごくよかった評議だったと思います。風邪を引いて来れなかった時もありましたし、何かいろいろ分からないことはみんなそれぞれその場で質問できる空気にもなっていたとは思っています。ただ、これは裁判が終わった時にも裁判官さんたちにもお話ししたんですけれども、雑誌がもっと豊富に欲しいとか、仮眠室が欲しいとか、休憩中、しゃべる人はしゃべってくれるんですけど、しゃべらないで1人になりたいという人もたまにはいるんで、そういう部分ではもうちょっと休憩室みたいのがあったらすごい助かるんじゃないかと、そういう意見も結構述べさせていただいたんですけど、またこの場を借りて言わせていただきます。こんな感じじゃないですか。

(司会者)

長い時間裁判所にいらっしゃいまして、それはもう連日に近いということになると、やっぱりどこかで息を抜きたいという時間、空間が必要ですよという、そんなところですか。何か順番に来ちゃったんで、じゃ2番さんにお話しただいてということですか。

(2番)

2番です。評議自体は、すごく話しやすく、すごく堅苦しい感じではなく、みんな

結構ぼんぼん意見を言ったりして、ホワイトボードにも書いて、次来るまでまだ残っていたりとかでまた思い出せたりとか、しました。私の場合は6日間で、朝から夜までずっとその部屋だったので、疲れました。別に行くよりそこにいる時間の方が何か疲れました。

(司会者)

どうもありがとうございました。じゃ、評議に関してはどうですか。それぞれの立場で御質問などがあればですけど。

(3番)

3番ですけど、思い出しました。意見を言う人が満遍なく、裁判の中で満遍なく聞こうと苦勞されているんですけども、実際にはなかなか意見を言わなかったりとか、もう少し日頃言わない人がどう考えているか言ってもらわないと。何か偏ると、偏った判断になるのかなという、そういう心配をしました。あまり言わない人をどんどん、どんどん言わせるような、もっと言わせるようにしていただけると、もっといろんな意見が出てくるような気がしました。それは、恐らく審理の内容をどこまで理解しているか話をしてもらわないと、どこまでそれぞれの方が理解しているか、恐らく分からないと思いますんで、かなり難しいかなという気はしているんですけども、考えを持って引き出すというのが必要だと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。検察官、弁護士、裁判官の立場から何か、ここまでのところで、また御質問があればですが、大丈夫そうですか。そうすると、もうあらかた時間が来てしましまして、この意見交換会を締めくくることになるんですけども、今日のお話しいただいた内容は、裁判所のホームページにアップすることを予定しています。これから裁判員になる方々が、今日の意見交換の内容を参考にして、やがて裁判員として活動をされていくということが想定されます。先輩経験者の発言は、きっと重みがあるんじゃないかと思いますので、これから裁判員になられる方へのメッセージなどをいただけるようであればお1人ずついただいて、終了に向かおう

と思いますんですけども、また1番さんからよろしいですか。

(1番)

1番ですけど、これからやる方は、人それぞれなんで強制はできないかもしれないんですけども、やって損する経験ではないので、是非やれる機会があるのであれば、時間の都合と会社の都合と合えば、あとは1週間ぐらいで終わるのであれば、是非参加してみた方がいいのかなと思いますけど。いろいろ分からないこともすごく一杯あると思うんですけど、自分だけ頑張らなきゃいけない場ではないので、いろいろさっき5番さんが言ったように、若いからってその判断がどうこうってなっちゃう人もいるとは思いますが、ただ経験するというのは結構なかなか、もしかしたら生きている間に1回も経験しない人もいるかもしれないので、その分では経験できるのであれば、ここに来て経験してみて、そういういい経験した方がいいのかなと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さんお願いします。

(2番)

私は、すごくいい経験をしたと思うし、そんな滅多にできることでもないと思いますし、まず裁判所に来たことがなかったのも、社会勉強といいますか、結構ニュースだけ見ていると、懲役何年となった時に、じゃ子供を殺したんだから死刑にすればいいじゃんって、多分周りの人たちは結構言うと思うんですけど、こういう経験をすると、死刑にはできないというか、こうこうで、こういう事情があつてこの求刑になったんだよというのが分かると思うので、是非やってもらいたいと思います、若い人にも。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番さん。

(3番)

どうせ選ばれたら、楽しんで参加してもらいたい。せっかくの機会なので、積極的

に楽しんでもらいたいと、それだけです。

(司会者)

ありがとうございます。では、4番さん。

(4番)

私は仕事柄、学校に、子供たちに接する仕事をしておりまして、この3月にも中学3年生なんですけれども、野上さんと一緒に授業をやったんです。その意見のレポートを書いてもらったんですけど、子供たちって中学生でもいろんなことを考えているなと思っていました。いろんな意見があったんですけど、これからの裁判員裁判、僕に来たら、私に来たら、積極的にやってみようという意見がすごく多かったですね。だから、体験者の生の声というのを発信していかないと、やっぱり私も不安だったんです、生の声を聞けなくて。SNSとかパソコンで見る限りでは、うさん臭かったです、やっぱり。生の声を聞いたら、経験者の声を聞いたら、やっぱりそういうことが、ああ、実際にあるんだと思うので、生の声というのを私たちが発信していかないと、この制度ってよくなっていかないのかなと思いました。だから、もう子供たちにも、若い人もそうなんですけれども、しっかりしているのであれなんですけれども、子供たちにもそういう教育をもうちょっとして行ってほしいかな。私がしていけないといけないと思うんですが、していてもいいのかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番さんお願いします。

(5番)

さっき一度出たお話の中で、辞退率が増加しているというところがあったと思うんですけど、それも僕は何か選挙に、投票に行かない人と同じだと思っていて、自分のコミュニティーのルールとかに関する関心が薄れている。自分があまり、実際多分何かこういう裁判員制度に参加しても、あまりメリットというのは明確には見出せない。経験者は分かっているかもしれないけど、経験する前、人は自分の働き口の問題もあるしというところであると思うんですけど、やっぱり自分のコミュニティー

一に対する関心というのをもっと持った方がいいのかなと思っていて、なら参加した方がいいと思います。自分も経験して、すごくいい経験ができたと思っているし、やってほしいと思います。その中で、裁判所とかこの制度に対して1つ言いたいの、やっぱりやりたい人がやれる環境の整備というのがまだできていないのかなと思って、特別休暇の問題もそうですし、やりたいけど、やっぱり無理して夜の時間で働かれるとなると、当時やっぱりちょっとそういう話を聞くと、なかなかできにくいというところがあると思うんで、皆さん、仕事が第一というところもあると思うんで、そういうところの整備がまだ足りないのかなというふうには少し、今この議論をしていて思いました。是非やってほしいと思います。

(司会者)

ありがとうございました。裁判員制度10周年ということで、今裁判所でも改めて広報に力を入れていまして、今4番さんから紹介ありましたけども、経験者の方に裁判官が出向いて行って、一緒にお話をして、多くの方に裁判員制度を改めて理解してもらって、関心を持っていただいて参加につなげるという試みをしていますので、機会があればどんどんそういうことはやっていきたいなと思っています。あと今日法曹関係者の方にも参加いただいていますので、ほとんど時間がなくて恐縮なんですけども、何かまた感想など一言ずついただければと思いますけども、衣笠検察官、いかがでしょうか。

(検察官)

検察官として、直接裁判員の方から御意見を聞く機会がないもんですから、今日は本当に貴重な機会をいただいて勉強になりました。今後の執務に生かしていきたいと思っております。

(司会者)

どうもありがとうございました。織田弁護士、いかがでしょうか。

(弁護士)

織田です。裁判員裁判が10年始まって、こういう意見交流会も何年か続いてい

と思うんですが、だんだんやはり一般市民の方、参加されている方の意識が非常に高くなってきていて、初めの頃はもう少しちょっと暗中模索というか、皆さん一生懸命やられて、そしてすごく悩まれて、いろいろなことを考えながら結論を出されてきている、そういう手法は市民の方でもだんだん定着しつつあるのかなと思っています。そういった中で、今日弁護人の尋問技術だとか、ペーパーのやり方、弁論のやり方、先ほど5番さんが言いましたが、コミュニティーの中での話というのは、その中で冤罪とか例えばそういったところを守っていくということもありますので、弁護人としては一生懸命頑張っていきたいですし、また参加される今後の市民の方には、そういったこともあり得るのだろうということで証拠を見ていただければなというふうに思うんです。今日はありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございます。では、野上さんのほうから。

(裁判官)

野上です。裁判所の裁判官としてはやっぱりスケジュール組みとかが一番気になるところではあるんですけども、今日の話聞いていて、選任からの期間の話とか、あと初日、鑑定だめとか、あと合間で自分の資料を振り返りたいとか、いろいろ結構すぐにでも対応できそうかなというところもあって、今後審理スケジュールを組む時に考えていきたいなということでした。いろいろ皆さん積極的に意見を言っていて、本当にありがとうございました。

(司会者)

そして、今日報道機関の方が傍聴されていて、報道機関の方からも御質問いただくというお約束をしているものですから、参加者の方、もうちょっとお時間頂戴するというところでよろしいでしょうか。

(朝日新聞)

報道機関の朝日新聞で記者をしています山下と申します。紙に書かせていただいた御質問ですけども、一応重複していることも多いので、1問だけ絞って伺えたら

と思うんですけど、裁判員の皆さん、裁判員裁判の経験というのはどういうふうに今の生活に生きているか。生きていることがあれば簡単に教えてください。

(司会者)

まさに今いただいたとおりで、これはどなたからでもよろしいですが。

(1 番)

生きているかどうかというのはちょっと分からないですけど、この裁判を経験するようになってから、すごくニュースに関心を持ちます、ものすごく。正直昼間終わって順調にいていけば、僕も6時ぐらいには家にはいるんですけど、基本的にはテレビをつけていてもあまり見向きもしないんですけど、何かそういうニュースがあると、必ず目で追っていることとか、逆に言えば僕、インターネットでヤフーニュースとか見ない人なんで、テレビの情報だけしか手に入れない人なんで、テレビの6時からのニュースと、夜10時ぐらいからやっているようなニュースはすごい見るようになりました。そういうところでは、経験したからなのかどうかはちょっと分からないですけど、ただ経験する前に比べると、一般の事件とか、僕は全然関係はしていないんでしょうけど、何か世の中であったことに関しての関心は今まで以上に多分持っています。

(朝日新聞)

ありがとうございます。

(2 番)

同じです。テレビは見ない、ニュースはほぼ見ないので、携帯で検索というか、トップに出ていたりしたら結構、前までは全然気に留めなかったですけど、今は見るようになりました。

(朝日新聞)

ありがとうございます。

(3 番)

3番です。同じところも、先ほどの1番さん、2番さんが言われた内容もあるんで

すが、それ以外に新聞とかそういう報道だけではなくて、日常、えっ、これ何で警察が取り締まらないのかなというのが、特に最近目立つのが自転車の右側通行。もう一般で、警官がいるにもかかわらず、自転車が通っているという不思議な現象を何回か見えています。もう1つは、幼児の虐待、児童相談所、忙しいのかも分からないんですけども、起こってからの対応が多いと。そういう意味では、裁判所が繁盛するのかも分からないんですけども、起こる前にいかにやるかというのが、それを誰が検討しているのかなと。したがって、報道でもそっちの議論はあまり出ていないんです。だから、起こる前の対応をどう盛り上げてくれるか、そこが報道の役割かなと思うんですけども、むしろそれを防止する方をもっと活動してもらいたいなという思いがあります。

(朝日新聞)

ありがとうございます。

(4番)

4番です。私も皆さんと一緒にニュースをすごく見るようになりました。特に裁判員裁判のニュースがあったら、もう条件反射的にテレビの方を見てしまいます。この頃ちょっと思ったんですけども、裁判員裁判というのを言っているかもしれないんですけど、それをもっと誇張して言った方がいいかと思います。特に私、新聞もすごく毎朝ちゃんとチェックしていますけれども、裁判員裁判というのをもうちょっと強調して書かれた方が、世に示せるのではないかなとは思っています。だから、もうちょっと頭に置いて書いていただけたらなと思います。

(5番)

5番です。皆さんと同じように、ニュースを見るようになって、関心を持つようになったというのがあって、というのは何度も言っているんですけど、社会だったり、コミュニティーの中の自分というところで、社会の中の構成要員の1人として、やっぱりそれを感じるようになったというのと、やっぱりコミュニティーにいるほかの人も気に掛けるようになった。他人の人生についてもすごい何かもっと真剣に考

えるようになったかなというふうに思います。今までは、ちょっと20年しか生きていないのであれですけども、やっぱり自分のことで一杯一杯だったというところがあるんですけど、そこからちょっと社会勉強をさせてもらって、もっとほかの人のことも真剣に考える必要があるかなというところは今生きているかなというふうに思います。以上です。

(司会者)

本当に進行不手際でかなり時間超過して申し訳ありませんでした。これで意見交換会終了ということになります。参加者の皆様にはたくさんの御意見などを頂戴しまして、厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

以 上